

平成 27 年 8 月

財形住宅融資団体信用生命保険制度の特約料の改定について

この度、財形住宅融資団体信用生命保険特約制度（以下「団信制度」といいます。）の特約料を平成 28 年 1 月 1 日より下記のとおり改定することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定内容

- ・ 特約料を引上げさせていただきます。
- ・ 引上げ後の特約料は、毎月の元本残高 100 万円につき、月額 260 円の割合により算出した額となります。（特約料は毎年払い〈年払い方法〉によるお支払いとなります。）

現行の特約料	改定後の特約料
毎月の元本残高 100 万円につき 230 円の割合で算出した額 【例】借入金 1,000 万円の場合の特約料〈年払い〉 (概算) 27,600 円/年	毎月の元本残高 100 万円につき 260 円の割合で算出した額 【例】借入金 1,000 万円の場合の特約料〈年払い〉 (概算) 31,200 円/年

2. 適用時期

(1) 現在、団信制度にご加入されている方

- ・ 平成 28 年 1 月以降の特約料の口座振替分から、改定後の特約料となります。
(現在ご加入中の方には個別にご通知いたしますので、詳細はそちらをご覧ください。)

(2) これから団信制度にご加入される方

① 平成 27 年 12 月 31 日までに財形住宅融資のお申込みをされた方

- ・ ご加入後（財形住宅融資の資金交付後）当初 1 年間は、現行の特約料となります。
- ・ ご加入後 2 年目以降は、改定後の特約料となります。

② 平成 28 年 1 月 1 日以降に財形住宅融資のお申込みをされる方

- ・ ご加入後（財形住宅融資の資金交付後）当初から、改定後の特約料となります。

お問い合わせ先

財形住宅金融株式会社 融資部 03-3263-3081

営業時間 9:00~17:30 (土日、祝日は休業)